

平成 25 年 度

花 卷 市 予 算

花 卷 市

目 次

平成25年度花巻市一般会計予算	1
平成25年度花巻市国民健康保険特別会計予算	12
平成25年度花巻市後期高齢者医療特別会計予算	17
平成25年度花巻市介護保険特別会計予算	20
平成25年度花巻市老人保健施設事業特別会計予算	25
平成25年度花巻市公設地方卸売市場事業特別会計予算	28
平成25年度花巻市下水道事業特別会計予算	31
平成25年度花巻市農業集落排水等汚水処理事業特別会計予算	36

平成 25 年 度

花 卷 市 一 般 会 計 予 算

議案第 25 号

平成 25 年度花巻市一般会計予算

平成 25 年度花巻市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 42,610,305 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、4,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成 25 年 3 月 1 日提出

花巻市長 大石満雄

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

款	項	金 額
1 市税		千円 10,599,762
	1 市民税	4,078,155
	2 固定資産税	5,448,451
	3 軽自動車税	250,067
	4 市たばこ税	700,442
	5 特別土地保有税	1
	6 入湯税	122,646
2 地方譲与税		850,400
	1 地方揮発油譲与税	269,600
	2 自動車重量譲与税	571,400
	3 航空機燃料譲与税	9,400
3 利子割交付金		16,200
	1 利子割交付金	16,200
4 配当割交付金		8,100
	1 配当割交付金	8,100
5 株式等譲渡所得割交付金		1,500

款	項	金額
		千円
	1 株式等譲渡所得割交付金	1,500
6 地方消費税交付金		948,500
	1 地方消費税交付金	948,500
7 ゴルフ場利用税交付金		16,700
	1 ゴルフ場利用税交付金	16,700
8 自動車取得税交付金		172,000
	1 自動車取得税交付金	172,000
9 地方特例交付金		56,000
	1 地方特例交付金	56,000
10 地方交付税		15,890,000
	1 地方交付税	15,890,000
11 交通安全対策特別交付金		17,200
	1 交通安全対策特別交付金	17,200
12 分担金及び負担金		646,430
	1 分担金	58,219
	2 負担金	588,211

款	項	金額
13 使用料及び手数料		千円
		818,037
	1 使用料	545,067
	2 手数料	272,970
14 国庫支出金		4,538,942
	1 国庫負担金	3,610,749
	2 国庫補助金	909,126
	3 国庫委託金	19,067
15 県支出金		3,127,362
	1 県負担金	1,267,451
	2 県補助金	1,667,470
	3 県委託金	192,441
16 財産収入		98,881
	1 財産運用収入	27,748
	2 財産売払収入	71,133
17 寄附金		2
	1 寄附金	2

款	項	金額
18 繰入金		千円 66,950
	1 繰入金	66,950
19 繰越金		1
	1 繰越金	1
20 諸収入		1,241,838
	1 延滞金加算金及び過料	13,102
	2 市預金利子	1,400
	3 貸付金元利収入	839,911
	4 受託事業収入	93,279
	5 雑入	294,146
21 市債		3,495,500
	1 市債	3,495,500
歳 入	合 計	42,610,305

歳 出

款	項	金 額
1 議会費		千円 333,478
	1 議会費	333,478
2 総務費		5,260,511
	1 総務管理費	4,332,055
	2 徴税費	576,531
	3 戸籍住民基本台帳費	183,491
	4 選挙費	108,135
	5 統計調査費	24,355
	6 監査委員費	35,944
3 民生費		12,626,451
	1 社会福祉費	6,207,053
	2 児童福祉費	4,881,681
	3 生活保護費	1,537,710
	4 災害救助費	7
4 衛生費		3,175,444
	1 保健衛生費	1,904,302

款	項	金額
		千円
	2 清掃費	1,271,142
5 労働費		276,036
	1 労働諸費	276,036
6 農林水産業費		2,320,975
	1 農業費	2,211,010
	2 林業費	107,907
	3 水産業費	2,058
7 商工費		1,685,688
	1 商工費	1,685,688
8 土木費		4,987,382
	1 土木管理費	274,389
	2 道路橋梁費	2,536,495
	3 河川費	157,884
	4 都市計画費	1,737,044
	5 住宅費	281,570
9 消防費		1,611,364

款	項	金額
		千円
	1 消防費	1,611,364
10 教育費		4,183,826
	1 教育総務費	493,984
	2 小学校費	569,010
	3 中学校費	379,466
	4 幼稚園費	156,875
	5 社会教育費	1,138,216
	6 保健体育費	1,446,275
11 災害復旧費		2,000
	1 農林施設災害復旧費	1,000
	2 公共土木施設災害復旧費	1,000
12 公債費		6,107,149
	1 公債費	6,107,149
13 諸支出金		1
	1 普通財産取得費	1
14 予備費		40,000

款	項	金 額
	1 予備費	千円 40,000
歳	出 合 計	42,610,305

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
農業近代化資金利子補給 (平成25年度)	平成25年度から 平成46年度まで	融資残高の1.0%以内
農業経営基盤強化資金利子補給 (平成25年度)	平成25年度から 平成50年度まで	融資残高の0.5%以内
橋梁整備事業 (似内橋旧橋撤去)	平成25年度から 平成26年度まで	36,000千円
橋梁整備事業 (豊沢橋下部工)	平成25年度から 平成26年度まで	82,800千円

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円			
まちづくり事業	380,000	普通貸借又は証券発行	4.0%以内 ただし、利率見直し 方式で借り入れる公的 資金及び民間等資金に ついて、利率の見直し を行った後においては 当該見直し後の利率	公的資金及び民間等資 金の融資条件による。 ただし、市財政の都合 により据置期間及び償還 期限を短縮し又は繰上償 還もしくは低利に借換え することができる。
上水道出資事業	241,800			
農業農村整備事業	53,000			
道路整備事業	732,200			
消防防災施設整備事業	90,800			
過疎対策事業	96,300			
臨時財政対策債	1,901,400			
計	3,495,500			

平成 25 年 度

花 卷 市 国 民 健 康 保 険
特 別 会 計 予 算

議案第 26 号

平成 25 年度花巻市国民健康保険特別会計予算

平成 25 年度花巻市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 10,036,966 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成 25 年 3 月 1 日提出

花巻市長 大石 満 雄

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

款	項	金 額
		千円
1 国民健康保険税		1,940,794
	1 国民健康保険税	1,940,794
2 使用料及び手数料		1,000
	1 手数料	1,000
3 国庫支出金		2,265,202
	1 国庫負担金	1,593,460
	2 国庫補助金	671,742
4 療養給付費交付金		893,563
	1 療養給付費交付金	893,563
5 前期高齢者交付金		2,613,251
	1 前期高齢者交付金	2,613,251
6 県支出金		404,775
	1 県負担金	57,233
	2 県補助金	347,542
7 共同事業交付金		996,654
	1 共同事業交付金	996,654

款	項	金額
8 財産収入		千円 240
	1 財産運用収入	240
9 繰入金		904,157
	1 他会計繰入金	505,304
	2 基金繰入金	398,853
10 繰越金		1
	1 繰越金	1
11 諸収入		17,329
	1 延滞金、加算金及び過料	6,000
	2 預金利子	1
	3 雑入	11,328
歳入合計		10,036,966

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 82,857
	1 総務管理費	53,730
	2 徴税費	27,101
	3 運営協議会費	327
	4 趣旨普及費	1,699
2 保険給付費		6,839,455
	1 療養諸費	6,098,010
	2 高額療養費	703,145
	3 移送費	800
	4 出産育児諸費	31,500
	5 葬祭諸費	6,000
3 後期高齢者支援金等		1,303,758
	1 後期高齢者支援金等	1,303,758
4 前期高齢者納付金等		758
	1 前期高齢者納付金等	758
5 老人保健拠出金		66

款	項	金額
		千円
	1 老人保健拠出金	66
6 介護納付金		589,082
	1 介護納付金	589,082
7 共同事業拠出金		1,082,633
	1 共同事業拠出金	1,082,633
8 保健事業費		115,774
	1 特定健康診査等事業費	97,626
	2 保健事業費	18,148
9 基金積立金		240
	1 基金積立金	240
10 公債費		42
	1 公債費	42
11 諸支出金		9,301
	1 償還金及び還付加算金	9,301
12 予備費		13,000
	1 予備費	13,000
歳 出	合 計	10,036,966

平成 25 年 度

花 卷 市 後 期 高 齡 者 医 療
特 別 会 計 予 算

議案第 27 号

平成 25 年度花巻市後期高齢者医療特別会計予算

平成 25 年度花巻市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,786,520 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

平成 25 年 3 月 1 日提出

花巻市長 大石 満 雄

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

款	項	金 額
		千円
1 後期高齢者医療保険料		587,895
	1 後期高齢者医療保険料	587,895
2 使用料及び手数料		121
	1 手数料	121
3 繰入金		1,197,490
	1 一般会計繰入金	1,197,490
4 諸収入		1,013
	1 延滞金、加算金及び過料	11
	2 償還金及び還付加算金	1,000
	3 預金利子	1
	4 雑入	1
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
歳 入	合 計	1,786,520

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 14,181
	1 総務管理費	7,168
	2 徴収費	7,013
2 後期高齢者医療広域連合納付金		1,770,839
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	1,770,839
3 諸支出金		1,000
	1 償還金及び還付加算金	1,000
4 予備費		500
	1 予備費	500
歳 出 合 計		1,786,520

平成 25 年 度

花 卷 市 介 護 保 険
特 別 会 計 予 算

議案第 28 号

平成 25 年度花巻市介護保険特別会計予算

平成 25 年度花巻市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 9, 031, 085 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500, 000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成 25 年 3 月 1 日提出

花巻市長 大石 満 雄

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

款	項	金 額
		千円
1 保険料		1,714,310
	1 介護保険料	1,714,310
2 使用料及び手数料		250
	1 手数料	250
3 国庫支出金		2,187,408
	1 国庫負担金	1,564,878
	2 国庫補助金	622,530
4 支払基金交付金		2,554,395
	1 支払基金交付金	2,554,395
5 県支出金		1,315,162
	1 県負担金	1,289,316
	2 県補助金	25,846
6 財産運用収入		29
	1 財産運用収入	29
7 繰入金		1,259,523
	1 一般会計繰入金	1,218,816

款	項	金額
		千円
	2 基金繰入金	40,707
8 繰越金		1
	1 繰越金	1
9 諸収入		7
	1 延滞金、加算金及び過料	2
	2 預金利子	1
	3 雑入	4
歳	入	合
		計
		9,031,085

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 95,454
	1 総務管理費	10,812
	2 賦課徴収費	12,053
	3 介護認定審査会費	71,170
	4 趣旨普及費	1,209
	5 事業計画費	210
2 保険給付費		8,782,130
	1 介護サービス費	7,766,700
	2 介護予防サービス費	427,600
	3 諸費	11,800
	4 高額サービス費	154,600
	5 高額医療合算介護サービス費	15,400
	6 特定入所者サービス費	406,030
3 地域支援事業費		140,456
	1 介護予防事業費	26,125
	2 包括的支援事業・任意事業費	114,331

款	項	金額
4 基金積立金		千円 1
	1 基金積立金	1
5 公債費		42
	1 公債費	42
6 諸支出金		3,002
	1 償還金及び加算金	3,001
	2 繰出金	1
7 予備費		10,000
	1 予備費	10,000
歳	出	合
		計
		9,031,085

平成 25 年 度

花 卷 市 老 人 保 健 施 設 事 業
特 別 会 計 予 算

議案第 29 号

平成 25 年度花巻市老人保健施設事業特別会計予算

平成 25 年度花巻市の老人保健施設事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 317,200 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000 千円と定める。

平成 25 年 3 月 1 日提出

花巻市長 大石 満 雄

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

款	項	金 額
1 サービス収入		千円 316,967
	1 介護給付費収入	256,058
	2 自己負担金収入	60,909
2 繰越金		1
	1 繰越金	1
3 諸収入		232
	1 雑入	232
歳 入 合 計		317,200

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 247,433
	1 老人保健施設費	247,433
2 サービス事業費		28,417
	1 居宅サービス事業費	240
	2 施設介護サービス事業費	28,177
3 公債費		39,350
	1 公債費	39,350
4 予備費		2,000
	1 予備費	2,000
歳 出 合 計		317,200

平成 25 年 度

花卷市公設地方卸売市場事業
特 別 会 計 予 算

議案第30号

平成25年度花巻市公設地方卸売市場事業特別会計予算

平成25年度花巻市の公設地方卸売市場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ56,791千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成25年3月1日提出

花巻市長 大石満雄

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

款	項	金 額
		千円
1 使用料及び手数料		16,293
	1 使用料	16,293
2 繰入金		25,487
	1 繰入金	25,487
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		15,010
	1 預金利子	1
	2 雑入	15,009
歳 入 合 計		56,791

歳 出

款	項	金 額
1 事業費		千円 25,926
	1 事業費	25,926
2 公債費		30,865
	1 公債費	30,865
歳 出	合 計	56,791

平成 25 年 度

花 卷 市 下 水 道 事 業
特 別 会 計 予 算

議案第 31 号

平成 25 年度花巻市下水道事業特別会計予算

平成 25 年度花巻市の下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3, 836, 840 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 3 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1, 200, 000 千円と定める。

平成 25 年 3 月 1 日提出

花巻市長 大石 満 雄

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

款	項	金 額
		千円
1 分担金及び負担金		115,435
	1 負担金	115,435
2 使用料及び手数料		715,601
	1 使用料	715,500
	2 手数料	101
3 国庫支出金		367,500
	1 国庫補助金	367,500
4 繰入金		1,440,419
	1 繰入金	1,440,419
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		184
	1 延滞金及び過料	2
	2 預金利子	1
	3 雑入	181
7 市債		1,197,700

款	項	金 額
	1 市債	千円 1,197,700
歳 入	合 計	3,836,840

歳 出

款	項	金 額
1 管理費		千円 606,014
	1 公共下水道施設管理費	606,014
2 事業費		1,097,267
	1 公共下水道整備費	1,097,267
3 公債費		2,133,559
	1 公債費	2,133,559
歳 出 合 計		3,836,840

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道整備事業	<p style="text-align: right;">千円</p> <p style="text-align: center;">1,197,700</p>	普通貸借又は証券発行	<p style="text-align: center;">4.0%以内</p> <p>ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金及び民間等資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率</p>	<p>公的資金及び民間等資金の融資条件による。</p> <p>ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。</p>

平成 25 年 度

花卷市農業集落排水等汚水処理事業
特 別 会 計 予 算

議案第 3 2 号

平成 2 5 年度花巻市農業集落排水等汚水処理事業特別会計予算

平成 2 5 年度花巻市の農業集落排水等汚水処理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1, 4 2 8, 2 8 9 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 3 条 地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2 0 0, 0 0 0 千円と定める。

平成 2 5 年 3 月 1 日提出

花巻市長 大 石 満 雄

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

款	項	金 額
		千円
1 分担金及び負担金		59,634
	1 分担金	59,634
2 使用料及び手数料		207,996
	1 使用料	207,994
	2 手数料	2
3 国庫支出金		31,339
	1 国庫補助金	31,339
4 県支出金		9,342
	1 県補助金	9,342
5 繰入金		774,582
	1 一般会計繰入金	774,582
6 繰越金		2
	1 繰越金	2
7 諸収入		1,694
	1 延滞金及び過料	2
	2 預金利子	1

款	項	金額
	3 雑入	千円 1,691
8 市債		343,700
	1 市債	343,700
歳	入	計
		1,428,289

歳 出

款	項	金 額
1 管理費		千円 272,420
	1 農業集落排水等污水处理施設管理費	272,420
2 事業費		200,728
	1 農業集落排水等污水处理整備費	200,728
3 公債費		955,141
	1 公債費	955,141
歳 出 合 計		1,428,289

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農業集落排水事業	千円 267,800	普通貸借又は証券発行	4.0%以内 ただし、利率見直し 方式で借り入れる公的 資金及び民間等資金に ついて、利率の見直し を行った後においては 当該見直し後の利率	公的資金及び民間等資 金の融資条件による。 ただし、市財政の都合 により据置期間及び償還 期限を短縮し又は繰上償 還もしくは低利に借換え することができる。
特定地域生活排水事業	75,900			
計	343,700			